



## 杉並区選挙管理委員会による投票マッチング事業の中止について

選挙管理委員会では、積年の課題となっていた若年層を中心とした投票率向上のために、既存の啓発事業にとらわれないインターネットを活用した新たな手法の啓発事業として、投票マッチング事業の準備を進めてまいりました。

そうした中で、令和5年2月14日付で東京都選挙管理委員会を通じて発出された総務省からの地方自治法に基づく技術的助言において、区選挙管理委員会が当該事業を実施することは選挙運動と認められる恐れがあること、選挙後の争訟において選挙無効と判断されるおそれがあることなどが指摘されました。これを受け、本日、2月15日の選挙管理委員会において事業の取り扱いを協議した結果、事業を中断することを決定いたしました。

### 【区長コメント】

本日の杉並区選挙管理委員会において、区民参加のもとで準備されていた投票マッチング事業を行わないことを決定されたことをお聞きしました。

本区をはじめ地方選挙の投票率の低迷に強い危機感を抱いている私としては、従来の普及啓発事業には限界を感じており、この投票マッチングは、特に若年層の投票率向上の起爆剤となる新たな取組として、大いに期待していたところですので、大変残念に思います。

総務省からの通知によれば、選挙管理委員会以外が実施する投票マッチングは規制されない、とのことですので、今後、区民や民間団体、事業者の方で取り組みたいという方が出てくることを期待したいと思います。

区としては、今後とも杉並区選挙管理委員会と連携・協力しつつ、選挙への関心を高め、投票率を向上させるための取組を進めていきたいと考えております。

---

### 【問い合わせ先】

選挙管理委員会事務局：03-3312-2111（内線3801）

総務部広報課：03-3312-2111（代表）